

第 5 3 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 3 第 3 項第 2 号中

「

附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額
------	---

」

を

「

附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額	
冷暖房設備	大競技場	使用料の10割に相当する額（部分使用の場合は、全面使用における各区分に該当する使用料の10割に相当する額とし、他の使用者があるときは、これを使用者数で除した額とする。）
	小競技場	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡運動公園体育館における冷暖房設備の設置に伴い、当該設備に係る使用料の規定を新たに設けること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。